

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年8月14日

**【四半期会計期間】** 第85期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

**【会社名】** 日本化学産業株式会社

**【英訳名】** NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 柳澤英二

**【本店の所在の場所】** 東京都台東区下谷二丁目20番5号

**【電話番号】** 03(3873)9223(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 久能忠生

**【最寄りの連絡場所】** 東京都台東区下谷二丁目20番5号

**【電話番号】** 03(3873)9223(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 久能忠生

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
日本化学産業株式会社大阪支店  
(大阪市中央区上町一丁目23番10号)  
日本化学産業株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第84期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第85期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第84期
会計期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 6月 30日	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月 30日	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日
売上高 (百万円)	8,170	4,148	24,329
経常利益 (百万円)	1,078	223	1,459
四半期(当期)純利益 (百万円)	659	67	634
純資産額 (百万円)	20,286	19,702	19,588
総資産額 (百万円)	27,166	23,636	23,738
1株当たり純資産額 (円)	1,029.70	1,000.13	994.29
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	33.49	3.40	32.23
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	74.7	83.4	82.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,072	1,217	5,978
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	48	727	1,209
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10	111	613
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,044	5,544	5,141
従業員数 (名)	738	700	770

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	700 (67)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	349 (67)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
薬品事業	2,452,731	40.9
建材事業	243,121	19.4
合計	2,695,853	39.5

(注) 1 金額は製造原価で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
薬品事業	761,770	65.9
建材事業	32,447	18.0
合計	794,217	65.1

(注) 1 金額は仕入価格で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
薬品事業	3,749,641	50.9
建材事業	399,098	24.7
合計	4,148,739	49.2

(注) 1 セグメント間の内部取引はありません。

2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日～平成21年6月30日)の日本経済は、前連結会計年度後半の経済危機に伴う極端な需要減退からは脱し、生産や輸出など一部に持ち直しの動きが見られたものの、企業収益や設備投資が大幅に減少し、景気は依然として厳しい状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、新製品や新規用途開発品を中心に販売・生産数量の確保、需要低迷下でも一定利益を確保するための低コスト体質強化に努めましたが、当第1四半期の売上高は、主力の薬品事業が、販売数量減に加え、主要原料の非鉄金属相場下落に伴う売価ダウンにより伸び悩み、前年同四半期比4,021百万円 49.2%減の4,148百万円となりました。利益面では、前連結会計年度に引き続いてのコスト・経費の引下げ、在庫管理の徹底等による棚卸資産の評価損の前連結会計年度末よりの縮小等がありましたが、前連結会計年度後半の生産数量減に伴う原価高の在庫品の影響、上記、非鉄金属相場下落に伴い売価ダウンが原価に先行したことによるマイナス、前連結会計年度の設備投資増による減価償却費の増加等によって、営業利益は、前年同四半期比842百万円 81.2%減の194百万円となりました。経常利益は前年同四半期比854百万円 79.3%減の223百万円、四半期純利益は、特別損失として投資有価証券の評価損99百万円を計上したこと等により前年同四半期比592百万円 89.8%減の67百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、原材料等の棚卸資産は在庫管理の徹底に努めたこと等により減少し、この分現金及び預金が増加し、前連結会計年度末比22百万円の微増となりました。また、固定資産は投資有価証券が時価の上昇により増加したものの機械装置等の有形固定資産が減少し、前連結会計年度末比124百万円減となり、この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ102百万円減の、23,636百万円となりました。一方、負債はその他に含まれる設備関係支払手形が大幅に減少し、流動負債は前連結会計年度末比181百万円減の3,253百万円となりました。

また純資産は、利益剰余金が減少したものの、株価や為替などの変動から生ずる評価・換算差額等のマイナスが縮小し、純資産は前連結会計年度末比113百万円増の19,702百万円となり、自己資本比率は前年度末の82.5%から83.4%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで1,217百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで727百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで111百万円減少し、この結果、当第1四半期連結会計期間末は、前連結会計年度末に比べ403百万円増加し、5,544百万円となりました。また、前年同四半期比では3,500百万円の増加となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金は、1,217百万円の増加(前年同四半期は1,072百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、税金等調整前四半期純利益が116百万円と低水準であったものの、棚卸資産の減少額421百万円、減価償却費284百万円、仕入債務の増加額228百万円、その他の営業活動による

収入額243百万円等により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金は、727百万円の減少(前年同四半期は48百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出が726百万円あったこと等でありませ

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金は、111百万円の減少(前年同四半期は10百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、短期借入金純増額が58百万円あったものの、配当金の支払が160百万円あったこと等でありませ

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は80百万円であります。

(6) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進むなかで、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報、時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は創業以来、無機・有機金属薬品を中心とする薬品事業と、金属加工製品を中心とする建材事業を長年培ってきた独自の技術力、開発力で発展させ、お客様のご要望、ニーズにお応えして参りました。当社の経営の基本方針は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値を創造し、その最大化を図っていくことにあります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の経営の基本方針および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えております。

従いまして、当社の経営の基本方針および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記1.の基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

1) 中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み

当社は中長期的にも一層の企業価値向上を図るために、現行の薬品・建材事業の拡大強化を図るとともに、環境対応型表面処理用薬品や情報技術関連薬品をはじめとする高付加価値新製品への開発投資、新規事業の開拓等を包含した、向こう3か年を期限とする中期経営計画の策定に鋭意取り組んでいるところであ

ります。この計画を達成することにより、強靱な事業体質の構築および収益力の確保が図られ、株主の皆様をはじめとする取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーへの利益還元もより一層拡大できるものと確信しております。

また当社は、当社が供給する製品群につき、常に環境と安全性に最大限配慮するなどして、社会的責任を重視して行動しております。さらに、資本市場からも正当な評価が得られますよう、創意・工夫に基づくIR活動を積極的に展開したく考えております。

## 2) コーポレート・ガバナンスの状況

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「企業は公器」との理念に基づき、法と社会倫理を遵守するとともに、透明性、信頼性の高い企業運営を推進し、「成長」の達成によって企業価値を高め、以て社会に貢献するという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や運営方法を整備し、必要な施策を実施して行くことによりコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを、経営上の重要課題として位置づけております。

### コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社は、従来より少数の取締役(平成21年6月30日現在で6名、うち社外取締役はなし)全員が、原則として月1回開催される取締役会および常務会に出席し、各取締役から報告される全社にわたるキメ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くした上での、適切かつ迅速な意思決定を行っており、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化に最大限の努力を図っております。

従いまして、当社は、執行役員制を導入せず、取締役全員が連帯し、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっており、その機能の更なる活性化と強化・充実に努めております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査制度の強化を図るため、社外監査役3名を含む4名で構成されております。常勤監査役は取締役会および常務会に、他の各監査役は取締役会に原則として毎回出席しており、取締役の業務執行を十分に監視しております。

さらに、内部監査部門である社長室(7名)は、リスクマネジメント、諸規程遵守等内部統制システムに基づく監査を実施しており、その結果については、取締役、監査役に報告する体制を構築しております。

当社の会計監査業務は明和監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計監査上の問題点については、最低年2回監査役会と同監査法人との間で意見交換を行っております。

なお、当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はございません。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付者によって、当社の企業価値および当社と株主の皆様共同の利益に反する敵対的買収を通じて、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、平成21年5月13日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用した第2回信託型ライツ・プランを設定することを決議し、平成21年6月26日開催の当社第84回定時株主総会にて承認可決いたしました。

信託型ライツ・プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトでご覧いただけますが、その概要は次のとおりとなっております。

信託型ライツ・プランは、将来、当社取締役会の事前の賛同を得ず、当社株券等を議決権割合の15%を超える大規模買付者が出現し、当社の企業価値および当社と株主の皆様共同の利益に反する敵対的買収が行われた場合において、大規模買付者の有する当社株券等の議決権割合を希釈化させることを可能とするために、新株予約権を予め特定の信託銀行に対して、大規模買付者による新株予約権行使を認めないこと等を条件に無償発行しておき、信託を利用することで、株主の皆様全員がその交付を受けることができるようにしておく仕組みとなっております。大規模買付者から買収提案がなされ、信託型ライツ・プランを発動するか否かの判断

の必要性が生じた場合、当社から独立した社外監査役、社外有識者等から構成されます企業価値特別委員会(以下特別委員会といいます。 )が、客観的立場から、合理的な判断を下す役割を担うこととなります。新株予約権は、三井アセット信託銀行を受託者として25百万個(新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株)を無償で発行しております。

#### 4. 上記 2 . の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値および当社と株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値および株主の皆様共同の利益に反する敵対的買収の防止に資するものであります。

従いまして、上記 2 . の取組みは上記 1 . の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### 5. 上記 3 . の取組みについての取締役会の判断

1) 当社取締役会は、上記 3 . の取組みは当社の企業価値および株主の皆様共同の利益に反する敵対的買収を防止するものでありますことから、上記 3 . の取組みが、上記 1 . の当社の基本方針に沿って策定されたものであり、かつ、株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えております。

2) 当社が設定いたしました信託型ライツ・プランは、以下の仕組みを有することから、取締役会が恣意的な判断をすることが防止され、なおかつ高度な合理性を有していると考えています。従いまして、上記 3 . の取組みが、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

導入に際しての株主総会特別決議による承認

新株予約権の発行に際し、株主総会の特別決議を取得しております。

合理的な客観的解除要件の設定

買収提案が当社の利益に資する場合には新株予約権を行使することができない客観的条件が定められております。

新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は新株予約権を行使することができない場合には、原則として当社が無償にて取得することを決議しなければなりません。大規模買付者により選任された取締役によって構成される当社取締役会もこの権限を有します。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインが特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議されております。

独立社外者のみからなる特別委員会の設置

信託型ライツ・プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、社外監査役 1 名、社外有識者 2 名からなる特別委員会を設置しています。当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保し、当社取締役の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、大規模買付者との交渉を指示し、信託型ライツ・プランの発動、行使条件充足時期の先送りおよび新株予約権の無償取得等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、大規模買付者グループが出現した際、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家)の助言を受けることができます。



有効期間を限定していること(サンセット条項)

新株予約権の行使期間は原則として平成24年6月30日までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを継続する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されております。

当社取締役の任期の1年への短縮(期差任期型取締役会の不存在)

当社は、信託型ライツ・プランの導入と併せて、当社取締役の任期を1年に短縮しております。また、当社は期差任期型取締役会を採用しておりません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 1,000株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

株主総会の特別決議日(平成21年6月26日)

信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権の発行

当社は会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の企業価値を毀損し、株主の利益に反する買収に対する防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第二回信託型ライツ・プランを設定することを平成21年6月26日開催の定時株主総会にて可決しました。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者	(注) 1
新株予約権の数	25,000,000個
新株予約権のうち自己 新株予約権の数	
新株予約権の目的とな る株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的とな る株式の数	<p>(1) 新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(2)又は(3)により対象株式数(下記(2)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p style="text-align: center;">資本金の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。</p> <p style="text-align: center;">その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。</p>
新株予約権の行使時の 払込金額	<p>(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。</p> <p>(2) 行使価額は1円とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日(火)から平成24年6月30日(土)(ただし、平成24年6月30日(土)以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件」欄の(1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。
新株予約権の行使によ り新株を発行する場合 における増加する資本 金の額及び資本準備金 の額	各新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

新株予約権の行使の条件	<p>(1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、新株予約権の割当日の前後を問わず、</p> <p>(ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合((i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)又は(ii)当社が発行者である株券等(同法第27条の23第1項に定義される。)の公開買付に係る公開買付者(後に定義される。)及び特別関係者(後に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。)の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定される。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定される。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。)を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)</p> <p>又は、</p> <p>(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)</p>
-------------	--

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記6及び7に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認められた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認められた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認められた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- (2) 上記(1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

	<p>当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること</p> <p>上記 乃至 のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする、以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること</p> <p>(3) 上記(2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることが当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記(1) に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。</p> <p>(6) 新株予約権者が、上記(1)から(5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。</p> <p>当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名捺印した確認書(下記 乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること</p> <p>譲渡人及び譲受人が大規模買付け者グループに属する者でないこと</p> <p>譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと</p>

取得条項に関する事項	(注) 2
信託の設定の状況	(注) 3
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 当社は、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しました。権利発動事由が発生するまでは、同信託銀行が同信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合は、その後の一定の手續に従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

2 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記「新株予約権の行使期間」欄の新株予約権の行使期間が満了する時までで当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記「新株予約権の行使の条件」欄に従い新株予約権を行使することができる者及び上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

(2) 上記のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の又はの決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)又は(3)に従い新株予約権の全部が行使することができないとき

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

当社取締役会が新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記乃至のほか、当社取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会において、新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

3 当社を委託者とし中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しております。

4 取得の対価として交付される株式の種類及び数

(1) 上記(注) 2 に従った新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 上記(注) 2 に従った新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(3)及び(4)により交付株式数(下記(3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 各新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。

(4) 上記(3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要とするとき



- 5 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項
- 当社が次の(1)から(5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない新株予約権に代わる新株予約権を、当該(1)から(5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿った記載のある当該(1)から(5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- (1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約
- (2) 吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約
- (3) 新設分割  
新設分割により設立する株式会社：新設分割計画
- (4) 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約
- (5) 株式移転  
株式移転により設立する株式会社：株式移転計画  
新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類  
存続株式会社等の普通株式  
新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数  
合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。  
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
合併等の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。  
承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等  
上記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」及び(注)2、4等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。  
取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、上記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄の 乃至 の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
- 6 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所
- 新株予約権の行使は、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別途定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。
- 7 新株予約権行使請求の効力発生時期
- 新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(注)6の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

## 8 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

## 9 法令の改正等による修正

法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、「新株予約権等の状況」欄(注記部分を含む。)に記載の各条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、これらの各条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

## (3) 【ライツ・プランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年 6月30日		20,680		1,034,000		337,867

## (5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 979,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式19,576,000	19,576	
単元未満株式	普通株式 125,000		1単元(千株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		19,576	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式853株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2丁目20番5号	979,000		979,000	4.74
計		979,000		979,000	4.74

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	461	500	600
最低(円)	430	432	502

(注) 株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明和監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,544,934	5,141,383
受取手形及び売掛金	4,952,910	4,922,201
商品及び製品	722,875	872,636
仕掛品	754,186	812,206
原材料及び貯蔵品	939,413	1,147,530
繰延税金資産	221,429	221,871
その他	526,369	521,733
貸倒引当金	4,210	3,870
流動資産合計	13,657,908	13,635,694
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	2,957,433	3,123,800
その他	3,386,595	3,399,498
有形固定資産合計	6,344,028	6,523,298
無形固定資産		
	11,840	12,014
投資その他の資産		
投資有価証券	1,507,514	1,346,833
その他	2,136,595	2,242,052
貸倒引当金	21,270	21,270
投資その他の資産合計	3,622,839	3,567,614
固定資産合計	9,978,708	10,102,928
資産合計	23,636,616	23,738,622
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,806,184	1,570,821
短期借入金	468,000	410,000
未払法人税等	55,343	47,339
賞与引当金	78,000	170,000
役員賞与引当金	5,000	20,000
その他	840,972	1,216,530
流動負債合計	3,253,499	3,434,691
固定負債		
繰延税金負債	116,557	100,713
退職給付引当金	389,336	401,906
環境対策引当金	9,749	10,942
その他	164,769	201,603
固定負債合計	680,412	715,165
負債合計	3,933,912	4,149,856

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	545,602	545,602
利益剰余金	18,647,335	18,737,929
自己株式	390,033	389,490
株主資本合計	19,836,904	19,928,041
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	30,515	117,322
為替換算調整勘定	164,715	221,953
評価・換算差額等合計	134,200	339,275
純資産合計	19,702,704	19,588,766
負債純資産合計	23,636,616	23,738,622

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	8,170,278	4,148,739
売上原価	6,529,110	3,477,749
売上総利益	1,641,168	670,990
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 604,028	<sup>1</sup> 476,448
営業利益	1,037,140	194,542
営業外収益		
受取利息	157	211
受取配当金	23,785	19,087
その他	29,252	17,501
営業外収益合計	53,195	36,801
営業外費用		
支払利息	5,461	3,005
その他	6,544	4,954
営業外費用合計	12,006	7,960
経常利益	1,078,329	223,383
特別損失		
固定資産除却損	5,082	6,394
固定資産売却損	-	691
投資有価証券評価損	-	99,999
特別損失合計	5,082	107,086
税金等調整前四半期純利益	1,073,246	116,297
法人税等	<sup>2</sup> 413,308	<sup>2</sup> 49,281
四半期純利益	659,938	67,015



## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,073,246	116,297
減価償却費	203,885	284,158
貸倒引当金の増減額（は減少）	-	340
賞与引当金の増減額（は減少）	177,000	92,000
役員賞与引当金の増減額（は減少）	30,000	15,000
退職給付引当金の増減額（は減少）	13,694	12,570
長期未払金の増減額（は減少）	16,600	30,668
環境対策引当金の増減額（は減少）	-	1,193
固定資産除却損	5,082	6,394
固定資産売却損益（は益）	-	691
投資有価証券評価損益（は益）	-	99,999
保険配当金	-	245
受取利息及び受取配当金	23,942	19,299
支払利息	5,461	3,005
為替差損益（は益）	0	5,090
売上債権の増減額（は増加）	72,868	9,948
たな卸資産の増減額（は増加）	45,814	421,257
仕入債務の増減額（は減少）	295,334	228,868
未払消費税等の増減額（は減少）	63,996	9,745
その他	407,966	243,513
小計	1,784,426	1,228,256
利息及び配当金の受取額	24,146	19,301
利息の支払額	5,461	3,005
法人税等の支払額	730,910	27,264
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,072,201	1,217,288
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	83,176	726,351
有形固定資産の売却による収入	-	1,366
投資有価証券の取得による支出	181	12,632
生命保険掛金の解約による収入	39,719	15,000
生命保険掛金の積立による支出	4,765	3,991
その他	546	915
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,951	727,523

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	618,000	235,000
短期借入金の返済による支出	437,200	177,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	11,099	8,288
自己株式の取得による支出	1,281	543
配当金の支払額	179,394	160,448
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>10,975</b>	<b>111,279</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	49,733	25,065
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	962,540	403,550
現金及び現金同等物の期首残高	1,081,706	5,141,383
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,044,247	5,544,934

**【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】**

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
(四半期連結貸借対照表) 前第1四半期連結会計期間において、固定資産の「有形固定資産」に含めていた「機械装置及び運搬具(純額)」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の固定資産の「有形固定資産」に含まれる「機械装置及び運搬具(純額)」は2,295,109千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法 棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
1 税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 11,535,578千円	有形固定資産の減価償却累計額 11,293,600千円

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)																								
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運賃・倉庫料・荷造費</td> <td style="text-align: right;">128,165千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与賞与</td> <td style="text-align: right;">132,288千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">76,586千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">11,253千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">93,237千円</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	運賃・倉庫料・荷造費	128,165千円	給与賞与	132,288千円	賞与引当金繰入額	76,586千円	役員賞与引当金繰入額	10,000千円	退職給付費用	11,253千円	研究開発費	93,237千円	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運送費及び保管費</td> <td style="text-align: right;">94,278千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与賞与</td> <td style="text-align: right;">142,923千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">27,734千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">10,658千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">80,079千円</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	運送費及び保管費	94,278千円	給与賞与	142,923千円	賞与引当金繰入額	27,734千円	役員賞与引当金繰入額	5,000千円	退職給付費用	10,658千円	研究開発費	80,079千円
運賃・倉庫料・荷造費	128,165千円																								
給与賞与	132,288千円																								
賞与引当金繰入額	76,586千円																								
役員賞与引当金繰入額	10,000千円																								
退職給付費用	11,253千円																								
研究開発費	93,237千円																								
運送費及び保管費	94,278千円																								
給与賞与	142,923千円																								
賞与引当金繰入額	27,734千円																								
役員賞与引当金繰入額	5,000千円																								
退職給付費用	10,658千円																								
研究開発費	80,079千円																								

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年6月30日現在) 現金及び預金 2,044,247千円 預入期間が3か月超の定期預金 千円 現金及び現金同等物 2,044,247千円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在) 現金及び預金 5,544,934千円 預入期間が3か月超の定期預金 千円 現金及び現金同等物 5,544,934千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	979,853

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	157,609	8.00	平成21年3月31日	平成21年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。



(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	薬品事業 (千円)	建材事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	7,640,031	530,246	8,170,278		8,170,278
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	7,640,031	530,246	8,170,278		8,170,278
営業利益	1,061,692	101,435	1,163,127	(125,987)	1,037,140

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 事業区分の主要製品

薬品事業 銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹼、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液、めっき加工

建材事業 アルミ製よろい戸・観音開きよろい戸、鋼製雨戸、防火通気見切り縁、手摺・笠木等の住宅用建材製品、外装用パネル、制御盤用熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

3 「追加情報」に記載のとおり、提出会社は減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正を契機として、有形固定資産の耐用年数を見直し、当第1四半期連結会計期間より、機械装置の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べ、当第1四半期連結累計期間における営業利益は、薬品事業が39,839千円、建材事業が386千円減少しております。

## 当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	薬品事業 (千円)	建材事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,749,641	399,098	4,148,739		4,148,739
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	3,749,641	399,098	4,148,739		4,148,739
営業利益	243,470	43,568	287,038	(92,496)	194,542

## (注) 1 事業区分の方法

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

## 2 事業区分の主要製品

薬品事業	銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹼、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液、めっき加工
建材事業	アルミ製よろい戸・観音開きよろい戸、鋼製雨戸、防火通気見切り縁、手摺・笠木等の住宅用建材製品、外装用パネル、制御盤用熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

## 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(千円)	1,284,542	7,108	1,291,651
連結売上高(千円)			8,170,278
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.7	0.1	15.8

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(千円)	636,149	512	636,661
連結売上高(千円)			4,148,739
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.3	0.0	15.3

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1,000.13円	994.29円

## 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 33.49円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1株当たり四半期純利益 3.40円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	659,938	67,015
普通株式に係る四半期純利益(千円)	659,938	67,015
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,703	19,700

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 8 日

日本化学産業株式会社  
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 櫻 井 嘉 雄  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 久 保 晴 雄  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴 木 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
  - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

日本化学産業株式会社  
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 久 島 昭 弘  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 久 保 晴 雄  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
  - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。